

議案第 25 号

奈良県広域消防組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、奈良県広域消防組合規約（平成 26 年奈良県指令市町村第 1020 号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

三宅町長 森 田 浩 司



## 奈良県広域消防組合同規約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合同規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「25人」を「26人」に改め、「長又は」を削る。

第6条中「1年」を「2年」に改め、同条に次の1項を加える。

2 組合議員の任期の始期は、組合の条例で定める。

別表第6区分の項を次のように改める。

第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	3人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
		2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村

### 附 則

(施行期日)

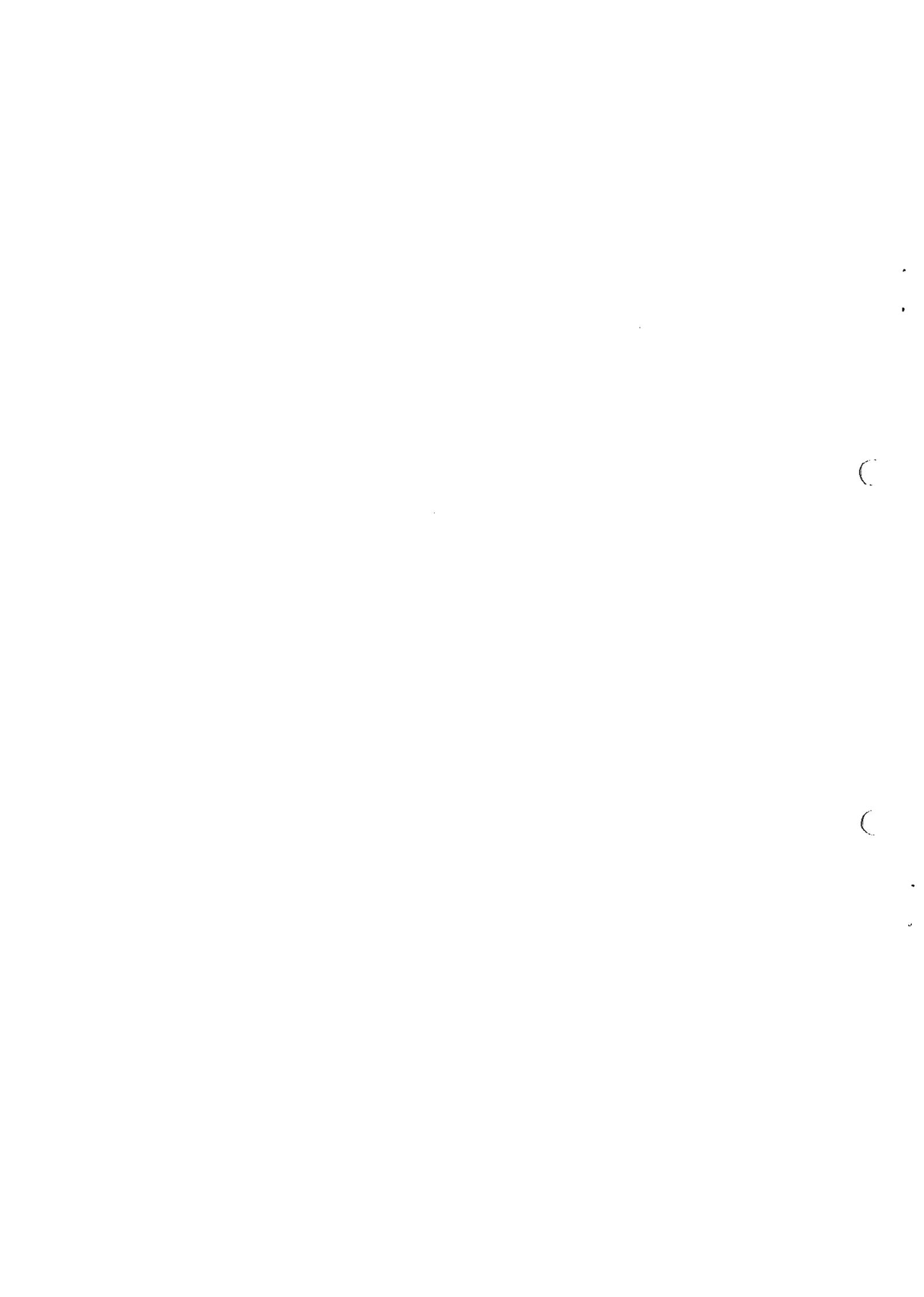
1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

(準備行為)

3 この規約による改正後の第5条第1項及び第6条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。



奈良県広域消防組合規約の一部を変更する規約について

変更前

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は25人とし、別表（え）欄に掲げる市町村の協議に基づき別に定めるところにより、同表（う）欄に掲げる議員の数の組合議員を、当該区分を構成する市町村の長又は議員の中から選出する。

2 (略)

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第5条、第8条、第10条関係）

(あ)	(い)	(う)	(え)
第3区分	五條市、野迫川村及び十津川村	2人	五條市、野迫川村及び十津川村
第4区分	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町	1人 4人	大和郡山市 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町
第5区分	香芝市、葛城市及び広陵町	1人 2人	葛城市 香芝市及び広陵町
第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	2人 2人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村 大淀町、下市町、黒滝村及び天川村

(略)

変更後

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は26人とし、別表（え）欄に掲げる市町村の協議に基づき別に定めるところにより、同表（う）欄に掲げる議員の数の組合議員を、当該区分を構成する市町村の議員の中から選出する。

2 (略)

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員の任期の始期は、組合の条例で定める。

別表（第5条、第8条、第10条関係）

(あ)	(い)	(う)	(え)
第3区分	五條市、野迫川村及び十津川村	2人	五條市、野迫川村及び十津川村
第4区分	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町	1人 4人	大和郡山市 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町
第5区分	香芝市、葛城市及び広陵町	1人 2人	葛城市 香芝市及び広陵町
第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	3人 2人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村 大淀町、下市町、黒滝村及び天川村

(略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。  
(準備行為)
- 3 この規約による改正後の第5条第1項及び第6条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。